



# 空気中のアスベストに係る規制と測定方法 (1/3)

平成 18 年 9 月 1 日より労働安全衛生法施行令と石綿障害予防規則の改正に伴い、石綿製品の製造等が全面禁止になりました。そして、石綿製品製造工場が全廃となり、それ以降は、大気環境中への石綿飛散の要因として、石綿が質量の 0.1% を超えて含んでいる建材（以下、「特定建築材料」（大気汚染防止法施行令第 3 条の 3））を使用している建物の解体・改修作業が主な発生源となることが予想されます。

そこで、特定建築材料が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業を行う際には十分な注意が必要となります。

## 規制の対象となる作業

アスベストを飛散させる原因となる特定建築材料（対象：吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材）が使用されている建築物又は工作物を解体、改造、補修する作業（特定粉じん排出等作業：大気汚染防止法施行令第 3 条の 4）

**Check!!**

石綿障害予防規則において、建築物又は工作物の解体等を行うときは、あらかじめ石綿等の使用の有無を調査することなどが義務づけられています。

※建材製品中の石綿含有率の測定は、当社発行ザ・ナイツレポート No. 17002『建材中のアスベスト分析について～JIS A 1481 を中心に～』をご参照下さい。

## 国内における空気中アスベスト規制の背景

### 【法規制】

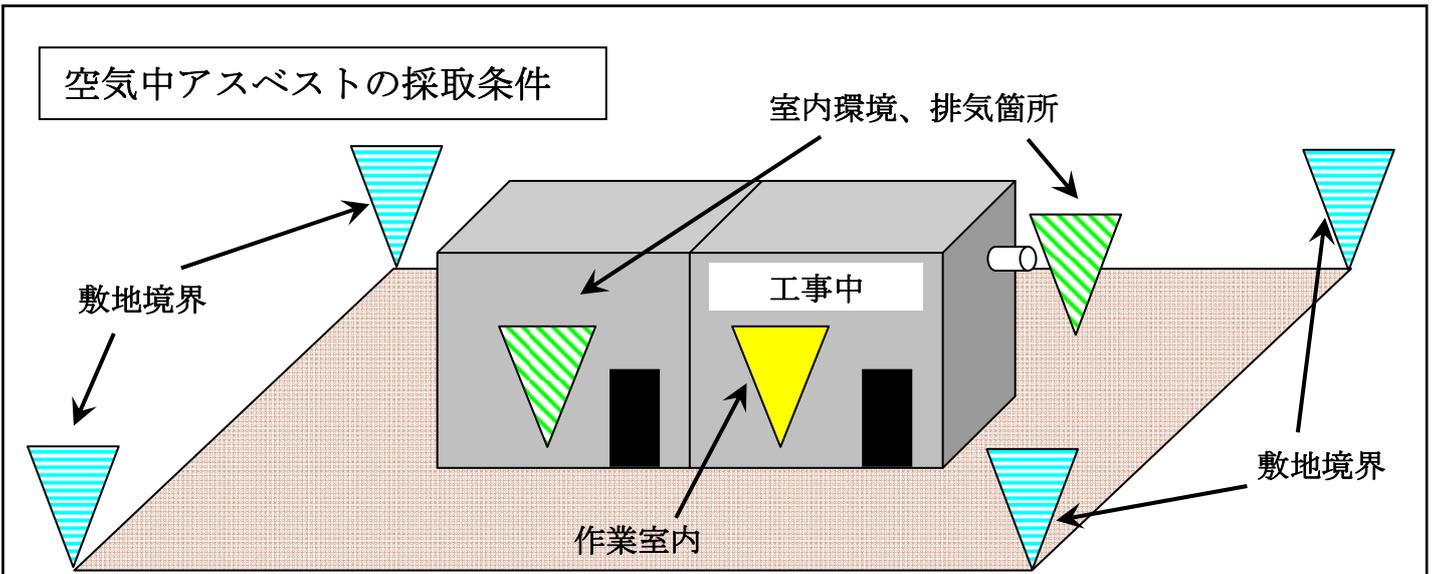
- ・労働安全衛生法（厚生労働省）
  - アスベストを用いた製品の製造工場及び除去工事における室内作業環境の評価測定方法：作業環境測定基準第 10 条の 2（石綿濃度の測定）
- ・大気汚染防止法（環境省）
  - アスベスト製造工場活動並びに建築物等の解体等に伴う粉じんの排出等の規制測定方法：環境庁告示第 93 号

### 【その他のアスベスト測定方法】

- ・日本工業規格 JIS K 3850「空気中の繊維状粒子測定方法」
- ・石綿粉じん濃度測定法（日本石綿協会、日本作業環境測定協会）
  - 室内環境中の石綿粉じん測定
- ・公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省）
  - 公共建築物の解体・改修工事におけるアスベスト粉じん濃度の測定
- ・アスベストモニタリングマニュアル（環境省）
  - 一般環境及び解体工事における総繊維数濃度の測定

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

# 空気中のアスベストに係る規制と測定方法 (2/3)



測定項目	作業室内	室内環境・排気箇所	敷地境界
測定箇所	工事を行う室内	・ 工事を行っていない室内等 ・ 工事を行う部屋の排気口付近	敷地内の4方向
吸引時間	毎分1Lで15分以上	毎分5Lで2時間	毎分10Lで4時間
管理濃度	0.15 本/cm <sup>3</sup> (=150 本/L)	10 本/L <sup>*</sup>	10 本/L

## ●管理濃度の詳細

### 作業室内：

『作業環境評価基準（労働省告示第79号）』（1988年） 石綿管理濃度 2本/cm<sup>3</sup>

『特定化学物質障害予防規則』改正（1995年） 白石綿管理濃度 2本/cm<sup>3</sup>

『労働安全衛生法労働省令第39号（屋内作業場における管理濃度）』（2004年）

白石綿管理濃度 0.15本/cm<sup>3</sup>

### 室内環境、排気箇所：

WHO（世界保健機関）環境保健クライテリア（1986年）

『世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1本～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い』となっています。

※正規の管理濃度は無く、目安としての数値

### 敷地境界：

石綿製品製造・加工工場に対する敷地境界の濃度規制（1989年）

『大気汚染防止法施行規則第16条の2』（敷地境界における基準）

→『敷地境界基準は、環境大臣が定める測定法により測定された大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本であることとする』となっています。

### ■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査





# 空気中のアスベストに係る規制と測定方法 (3/3)

敷地境界における  
石綿粉じん

室内環境等における  
石綿粉じん

公共建築改修工事における  
アスベスト粉じん

空気中の繊維状粒子

一般環境、解体工事における  
アスベスト

環境庁告示第93号  
—環境省—

工場・事業場の敷地境界

直径47mmメンブランフィルター  
10L/分 4時間

顕微鏡標本の作製  
<マウンティング方法>  
アセトントリアセチン法

位相差・生物顕微鏡で計測  
(6ヶ月を超えない作業期間  
ごとに1回以上測定)

室内環境等における石綿粉じんの  
濃度測定方法  
—(社)日本石綿協会—

測定対象の室内

直径25mmメンブランフィルター  
5L/分 2時間

顕微鏡標本の作製  
<マウンティング方法>  
アセトントリアセチン法

位相差顕微鏡で計測

公共建築改修工事標準手順書  
—国土交通省—

測定対象の室内、敷地境界等

直径25mmメンブランフィルター  
・1L/分 5分間 (作業室内)  
・5L/分 2時間 (その他の室内)  
直径47mmメンブランフィルター  
・10L/分 4時間 (敷地境界)

顕微鏡標本の作製  
<マウンティング方法>  
アセトントリアセチン法

位相差顕微鏡で計測

JIS K 3850-1  
—日本規格協会—

測定対象の室内、敷地境界等

捕集方法は各測定目的による

顕微鏡標本の作製  
<マウンティング方法>  
アセトントリアセチン法

プラズマリアクターによる  
低温灰化処理  
+  
分散染色法 (JIS A 1481 と同様)

位相差顕微鏡で計測

アスベストモニタリング  
マニュアル (第4.0版)  
—環境省—

一般環境・解体工事現場

捕集方法は各測定目的による

顕微鏡標本の作製  
<マウンティング方法>  
アセトントリアセチン法

プラズマリアクターによる  
低温灰化処理

位相差顕微鏡で計測

総繊維数 1f/L 超過

電子顕微鏡でアスベストを同定

当社は(公社)日本作業環境測定協会の「空気中の石綿計数分析に関するクロスチェック事業」において最も難易度の高いAランクを取得しており、高精度で正確な分析結果を提供する分析機関として、高い評価をいただいております。

詳しくは、当社 **研究開発部 守屋、鈴木(敏)** (フリーダイヤル0120-01-2590 内線378、401) までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

